

- 八代市日奈久塩北町の一部 18.6 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
キンポウゲ科 カザグルマ (*Clematis patens*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) カザグルマの個体の生育のために確保すべき環境
カザグルマの個体の生育のためには、その生育環境である湿潤で日光の当たるよ
うな地形、地質等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持するこ
とが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するためには、生育環境の維持が特に重要で
あることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針
に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 第2 管理地区の指定
- 1 名称
日奈久塩北町生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
日奈久塩北町生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
キンポウゲ科 カザグルマ (*Clematis patens*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) カザグルマの個体の生育のために確保すべき環境
カザグルマの個体の生育のためには、その生育環境である湿潤で日光の当たるよ
うな地形、地質等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持するこ
とが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
- ア 工作物の設置
カザグルマの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
- イ 土地の形質の変更
カザグルマの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わない
こと。
- ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこ
と。
- エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
カザグルマと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第644号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
中神町生育地保護区
- 2 指定の区域
人吉市中神町の一部 0.2 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ラン科 サギソウ (*Habenaria radiata*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) サギソウの個体の生育のために確保すべき環境
サギソウの個体の生育のためには、その生育環境である湿地等とともに本種と一
体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施
し、植生の遷移を抑制するよう努める。
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区とし
て指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行
うものとする。

第2 管理地区の指定

- 1 名称
中神町生育地保護区管理地区

- 2 指定の区域
中神町生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ラン科 サギソウ (*Habenaria radiata*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) サギソウの個体の生育のために確保すべき環境
サギソウの個体の生育のためには、その生育環境である湿地等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
サギソウの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
サギソウの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
サギソウと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第 645 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
府本生育地保護区
- 2 指定の区域
荒尾市府本の一部 0.7ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
マンサク科 トキワマンサク (*Loropetalum chinense*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) トキワマンサクの個体の生育のために確保すべき環境
トキワマンサクの個体の生育のためには、その生育環境である常緑広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - (1)で掲げた本種の生育条件を維持するためには、生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

第2 管理地区の指定

- 1 名称
府本生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
府本生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
マンサク科 トキワマンサク (*Loropetalum chinense*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) トキワマンサクの個体の生育のために確保すべき環境
トキワマンサクの個体の生育のためには、その生育環境である常緑広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
トキワマンサクの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
トキワマンサクの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。

- エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
トキワマンサクと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第 646 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
城生育地保護区
- 2 指定の区域
山鹿市城の一部 0.3 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
スイレン科 オニバス (*Euryale ferox*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) オニバスの個体の生育のために確保すべき環境
オニバスの個体の生育のためには、その生育環境である池等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法によりヒシの除去等を実施し、オニバスへの日照を確保できるよう努める。
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

第2 管理地区の指定

- 1 名称
城生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
城生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
スイレン科 オニバス (*Euryale ferox*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) オニバスの個体の生育のために確保すべき環境
オニバスの個体の生育のためには、その生育環境である池等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
- ア 工作物の設置
オニバスの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
- イ 土地の形質の変更
オニバスの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
- ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
- エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
オニバスと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第 647 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子